

境港市入札審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 境港市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、境港市入札審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。
- (2) 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況に関すること。
- (3) 建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、人格が高潔で識見が高く、建設工事等の入札及び契約に関し、公正な判断を行うことができると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、第8条（委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開することを原則とする。ただし、委員会において出席した委員の過半数が

非公開と決したときには、公開しない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事については、加わるできない。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員への働きかけの禁止)

第10条 審議に公正を期するため、何人も審議に影響するような働きかけを行ってはならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。